

和歌山市建設工事総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る総合評価落札方式による競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価落札方式」とは、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。以下同じ。）及び総合評価指名競争入札（政令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいう。以下同じ。）において、価格及び技術的な要素について、その品質、施工方法等を総合的に評価し、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする契約の相手方の決定方法をいう。

(対象工事の選定及び落札方式)

第3条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、入札価格と入札参加者が提示する総合的なコストの縮減に関する技術提案、工事目的物の性能等の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案、施工計画、工事の施工実績、当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工能力等の価格以外の要素を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

2 市長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの落札方式を選択するものとする。

- (1) 特別簡易型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工計画の評価を要件とせず、施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
- (2) 簡易型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画書のほか、施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
- (3) 標準型総合評価落札方式 技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式

3 和歌山市建設工事等入札参加資格等選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、事業を所管する部長等と協議し、総合評価落札方式による入札を行う対象工事の選定及び落札者決定基準をあらかじめ定める。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式を実施する場合、政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により落札者決定基準を定めるときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

3 学識経験者の意見の聴取方法は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者の意見聴取は、建設総務課が事務を取り扱うこととする。

(2) 学識経験者の意見聴取は、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会細則（平成25年4月2日制定）第7条に基づき、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会において行う。

（入札の公告等）

第5条 市長は、総合評価一般競争入札に付するときは、政令第167条の10の2第6項及び和歌山市契約規則（平成15年規則第83号。以下「契約規則」という。）第3条第1項各号に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 総合評価落札方式に係る申請書その他市長が定める書類及びその提出期限

(2) その他総合評価落札方式を行うために市長が必要であると認める事項

2 市長は、総合評価指名競争入札に付するときは、政令第167条の12第4項及び契約規則第22条第2項に規定する事項並びに前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

（評価項目、評価基準及び評価点の設定）

第6条 市長は、対象工事の目的及び内容に応じ、入札参加者に求める当該対象工事に係る技術提案を検討し、評価項目、評価基準及び評価点を設定するものとする。

2 市長は、評価項目の設定に当たっては、特定の要素のみが評価の対象とならないように配慮するものとする。

3 市長は、評価点の設定に当たっては、評価項目の必要性及び重要性に応じて点数を定めるものとする。

（評価の方式）

第7条 総合評価落札方式における価格その他の条件の評価は、次の各号に掲げるいずれかの方式により落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行う。

(1) 加算方式 入札参加者が提出した技術的な要素に関する提案資料（以下、「技術資料」という。）に基づく評価により与えられる得点（以下「技術評価点」という。）に入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）を加える方式をいい、技術最高評価点は5点から30点までの範囲内で工事ごとに定めるものとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点＝ $(\text{申請者の得点合計} / \text{各評価項目の配点合計}) \times \text{技術最高評価点}$

(2) 除算方式 技術評価点は、標準点の100点を加算した評価点とし、これに入札価格で除する方式をいい、加算最高点は5点から50点までの範囲内で工事ごとに定めるものとする。

評価値＝ $\text{技術評価点} / \text{入札価格}$

技術評価点＝標準点＋加算点

加算点＝ $(\text{申請者の得点合計} / \text{各評価項目の配点合計}) \times \text{加算最高点}$

（技術評価点の審査）

第8条 技術評価点の審査は、選定委員会で行うものとする。

2 市長は、技術評価点の審査に当たって、必要に応じて入札参加者から提案内容に関する聴

聞を実施することができる。

(技術資料)

第9条 市長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術資料を提出させることができる。

2 技術資料を提出しない入札者による入札又は当該技術資料に必要な事項が記載されていない入札者による入札は、無効とする。

3 技術資料に虚偽の記載をした入札者による入札は失格とし、和歌山市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を行うことがあるものとする。

(技術提案の改善)

第10条 市長は、標準型総合評価落札方式の技術提案において、技術提案の内容の一部を改善することで優れた技術提案となる場合や提案の不備を解決できる場合は、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、透明性及び公正性の確保のため、市長は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表しなければならない。

(書類作成の費用)

第11条 総合評価落札方式に必要な技術資料等の作成に要した費用の他その他入札に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(落札予定者の決定)

第12条 選定委員会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者として決定するものとする。

(1) 予定価格の制限の範囲内をもって行われた申込みであること。

(2) 入札者が提出した技術資料が、入札公告等に明示する技術資料の要求要件のうち、必須とされた項目の最低要求をすべて満たしていること。

(3) その他入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2人以上ある場合においては、当該者にくじを引かせて落札予定者として決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者の決定)

第13条 市長は、第4条第2項後段の規定による学識経験者への意見の聴取により改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたものにあつては、前条の規定により決定された落札予定者について学識経験者に意見を聴いた上で、落札者とするか否かの決定をするものとする。

2 市長は、前条の規定により決定された落札予定者の申込みに係る価格が契約規則第8条第2項(契約規則第23条において準用する場合を含む。)に規定する一般競争入札に係る調査基準価格に満たない場合は、和歌山市建設工事等に係る低入札価格調査の実施要綱(平成15年7月1日施行)の例により落札者を決定する。

(技術資料が履行できなかった場合等の措置)

第14条 市長は、落札者が提示した技術資料の総合評価落札方式の中で評価された要素を満たすことができなかつたときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、工事成績評定点

から減点を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により工事成績評定点から減点が行われたとき又は偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。

3 前2項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、そのすべての構成員について適用するものとする。

(技術資料の取扱い)

第15条 市長は、入札参加者から提出された技術資料を評価項目の審査以外の目的に利用してはならない。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

(総合評価結果の公表)

第16条 市長は、契約締結後速やかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等の方法により公表するものとする。

(苦情申立等)

第17条 入札参加者で落札者とならなかったものは、前条の公表を行った日の翌日から起算して7日以内に落札者として決定されなかった理由の説明を市長に対し求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による説明の請求があったときは、前項に規定する期間の最終日の翌日から起算して10日以内に落札者として決定されなかった理由を説明しなければならない。

3 前2項に規定する期間内に休日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日をいう。）があるときは、前2項の規定による期間の算定に当たり、当該休日は含まないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年4月1日以後に入札公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。